

# 食生活改善 推進員募集!

## 保健 だより

保健福祉課 保健係 TEL (585) 2783 E-mail: hoken@town.kunimi.fukushima.jp

食生活改善推進員は、食や栄養について一緒に学習したり、地域の皆さんにもお伝えするなど、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに食生活を通じて、健康づくりをすすめる活動をしているボランティアです。

現在 10 名が活躍中です。食生活や健康づくりに興味がある方を随時募集しています。  
(問い合わせ・申し込みは、保健福祉課保健係まで)

### 食生活改善推進員の主な活動

- ・育児教室 (対象: 5~7 か月児) での離乳食づくり
- ・1歳6か月児健診時でのおやつ作り
- ・各保育所での食育指導
- ・子ども料理教室の開催
- ・生活習慣病予防料理教室の開催など



藤田保育所での食育教室の様子

### \*\*\* ニコニコ相談会 \*\*\*

平成 21 年 4 月から一部内容を変更しています。新たに妊婦さんの相談も受け付けます。また、子育て支援センターの「子育てひろば」(親子自由遊び等)と一緒に開催いたします。会場を確認の上お越しください。

対象者	実施日	実施時間	会場
国見町在住の妊婦 国見町在住の乳幼児及びその保護者	3月4日(木)	午前10時~ 午前11時30分	子育て支援センター (藤田保育所内)

【実施内容】身体計測、栄養相談、子育て相談等について保健師、栄養士がお待ちしております。  
《持参するもの》母子健康手帳、お子さんの飲み物(水筒にいれて)を忘れずに!  
《申し込み方法》前日まで保健福祉課または藤田保育所(☎585-2374)に電話でお申し込みください。

### \*\*\* 乳児健診 \*\*\*

該当児	実施日	受付時間	会場
・3か月児(平成21年11月生まれ) ・9か月児(平成21年5月生まれ)	3月25日(木)	午後1時15分~午後1時45分	観月台文化センター 第1和室

【健診内容】医師の指導、身長・体重測定、調乳、離乳、予防接種などについて  
《持参するもの》母子健康手帳を忘れずに!

### \*\*\* 1歳6ヵ月児健診 \*\*\*

該当児	実施日	受付時間	会場
平成20年7月1日~ 平成20年9月30日生まれの幼児	3月18日(木)	午後1時30分~午後2時	観月台文化センター 大研修室

【健診内容】内科と歯科の医師の診察、歯科衛生士による歯みがき指導、生活保健指導、身長・体重測定を行います。  
臨床心理士による相談・指導…子育てに関する不安や悩み等、お気軽にご相談ください。  
栄養指導(おやつを試食)もあります。  
《持参するもの》母子健康手帳と1歳6ヵ月児健康診査票(必要事項を記入してください)を忘れずに!

# 2010年 世界農林業センサス

平成22年2月1日実施  
にご協力ください 農林業センサス



農林業センサスは、我が国の農林業や農山村地域の実態を明らかにすることを目的とし、全国の農林業を営むすべての皆さんを対象に5年ごとに行うもので、国や地方自治体が行う農林行政の企画・立案や各種統計調査などの基礎となる最も大切な調査です。

調査の対象となる農林業を営む世帯等には、統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

### 農林業センサスとは?

食料の供給や環境を守るという大切な役割を持つ農林業や農山村が健全に発展していくための施策を企画・立案・推進し、その効果を計るために必要不可欠な統計調査です。

### 調査対象となる方は?

農業や林業を行っている農家、林家や法人などが対象となります。



### 調査する内容は?

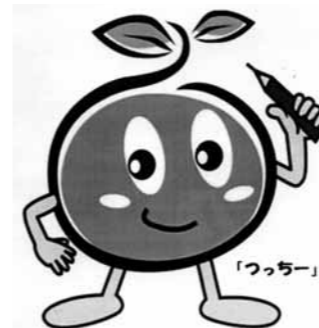
調査する主な項目は、世帯員の就業状況、農地や山林の面積、農産物・林産物の生産・販売状況、農業・林業の労働力、作業の受託の状況などです。

### 調査の方法は?

- ①福島県知事から任命された統計調査員が、1月下旬に2005年農林業センサスの結果を基に作成された名簿を基に世帯を訪問し、調査対象となる条件を満たしているかお伺いします。調査の対象となった場合は調査票をお渡ししますので、ご記入をお願いします。
- ②調査票を受け取った方は、2月1日現在でもれなく記入してください。2月中旬ごろ調査員が調査票の回収に伺いますので、ご提出をお願いします。

### どんなことに利用されるの?

- ①農林行政の企画・立案や中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料等として利用されます。
- ②農林水産省が農林業の振興や農山村の活性化のために行っている様々な施策の策定や推進の基礎資料として利用されます。



### ☆プライバシーの保護について☆

調査は統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。  
この法律では調査内容を統計以外の目的に使用することが堅く禁じられていますので、調査結果が税金の徴収に使われるようなことは一切ありません。

また調査員には守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありませんし、調査票についても紛失・盗難に遭わないように厳重に管理されます。

農林業センサス調査についてもっと知りたい方は農林業センサスホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>